

Title	十七世紀フランスの領主制：一つの事例
Sub Title	The seigniori in the seventeen century France : a regional example
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.7 (1961. 7) ,p.560(44)- 570(54)
JaLC DOI	10.14991/001.19610701-0044
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610701-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

十七世紀フランスの領主制

——一つの事例——

渡辺 國 廣

物価の高騰により領主は非常な打撃を受けた。しかし領主の支配はかなり強力なものとして存続した。その背後において領主制の容は避けられなかった。

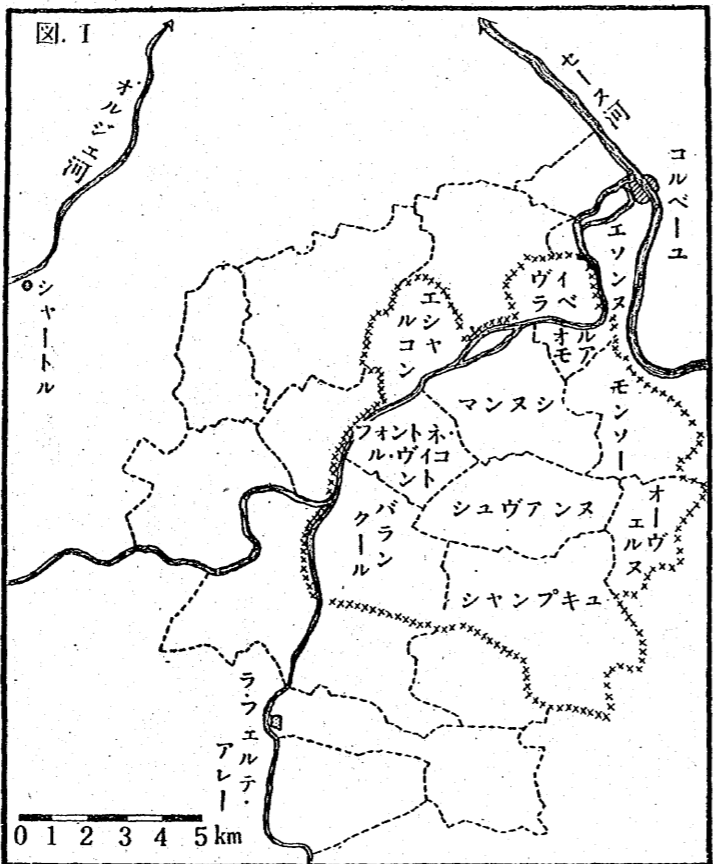
十七世紀にはいれば、領主はこれまでと違いもはや在地しない。領主は封建的支配の前面から身を引いた。中小の領主は国王に対する軍務を果すべく城塞に移ってしまった。領地の差配は身内の者に任せられることになった。しばしば彼の妻がそれを引受けた。十七世紀の末近くになってこの傾向はいよいよ促進された。これまでと違い領主で在地する者は非常な例外でしかなかった。むしろ土地を離れる場合が普通である。

領主は在地しない。しかし彼が土地の支配者たることに変わりはない。領主制の変容はもはや明白である。領主は村を離れた。にもかかわらず土地に対する権利を強力に保持し続けている。さらに進

んで領主はこの権利を行使することによって土地を取得し、文字通りの土地所有者になった。そのことにより彼は土地との関係を一段と強固なものにしていったのである。今や領主は同時に地主でもあった。彼はこの二重の機能を果すべくいかなる手段に訴えたか。問題は十七世紀フランスにおける領主制の具体的な存在形態を究明していくことでもあろう。それを果すためには何よりも十七世紀フランスの農業史について研究が積まれなければならない。従来フランスでこの時期は未開の分野に属した。しかし最近若干の個別研究が発表され、上に提起した問題に向って接近できるまでになっている。

本稿を作成するに際し必要な素材はすべてフォントネ氏の近業から拾った。いわばそこに盛られた史実を整理した結果が以下の記述である。従って研究の過程での一つの覚え書とでもいえようか。

* これは所領経営のため領主が余儀なくされた姿勢でしかない



い。いわゆる地主制と違う。領主制と対決すべき地主制の生成については別に稿を改めて論じよう。

** Fontenay, M. Paysans et marchands ruraux de la vallée de l'Essonne dans la seconde moitié du XVIIe siècle, Mémoires, IX, (1957—1958), p. 157-282.

二

十七世紀フランスの領主制

ヌーフヴィル家は宮廷に多年出仕していた。その功が認められ、コルベール西方に領地を与えられた。一六六三年には正式にそれがヴィルロワ公領として発足した。図、Iを参照。×××で囲まれた内側が公領。ヌーフヴィル家はこの領地から二〇、〇〇〇リーヴルの収入を得ていたといわれる。従って最初に問われるべきはこの収入をもたらず具体的な基礎が何かという問題であろう。周知の如く、領主制が変容していく過程で領主は領内の各所に直轄財産を持つようになった。それはこの時期に拡大する傾向にあった。領主は収入の重要な基礎の一つをそこに求めた。変動の多い都市での生活に対処するためであった。しかし領主が自身でそれを管理していたわけではない。ヌーフヴィル家でも種々な人に管理を委嘱していた。

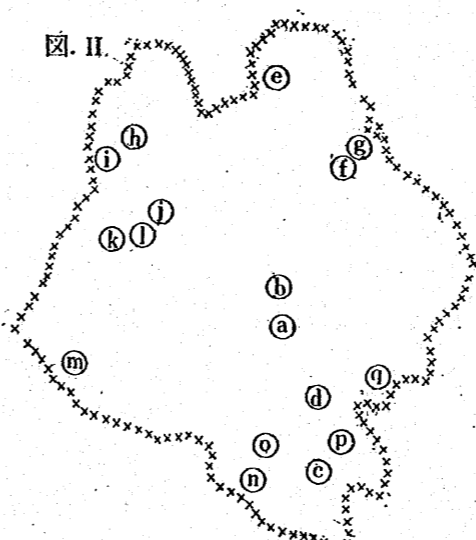
直轄財産には種々あった。官職によって経済生活の完全な保証が得られなければ、それだけ土地に対する執着は増す。十七世紀を通じて王の財政は窮乏化し、俸給の支払いにも不足するほどであった。そうしたなかで官職保持者の土地に対する関心は高まっていったのである。

直轄財産の一つに『ヒーフ』があった。通例は小規模な土地からなった。ヌーフヴィル家はヴィルロワ領内の一六ヶ所に『ヒーフ』を持っていた。図、IIでⓐⓑⓓ……はその所在を示す。若干のものについて構成を示せば、ⓐ 三〇アルパンに満たない。ⓑ 第一、土地八アルパンからなる。ⓒ 礼拝堂の廢墟で、

数アルパンの林野が付属する。

しかし④の構成はかなり複雑である。その一々を示せば、石塀をめぐらす屋敷地の内側に、(一) 館がある。瓦葺の住居、藁葺の付属舎からなつた。(二) 囲い場。一アルパンの規模で、菜園、花壇、教ベルシユの耕地がある。石塀の外に、(三) 牧草地のほか、半アルパンの果樹園がある。これらとは別に、(四) 葡萄園三アルパン、(五) 牧草地、(六) 耕地三七アルパン。ただし耕地は五カ所に分散する。(七) 山林二〇アルパン。まとまって一つ場所にある。(八) 林野と荒地で二五アルパン。一〇カ所に分在する。(九) 四〇ベルシユの沼。

これら小規模の『ヒーフ』には一般に貢租の要求できる土地がない。しかし④は例外で、そこには貢租を負担せしめる若干の地片があった*。



林野もまた重要な直轄財産を構成していた。ヌーフヴィル家は年々八〇アルパンを伐採させ、薪にして売っている。一般に伐採は六年ないし九年ごとに行われ

たから、林野の規模は五〇〇アルパンないし七〇〇アルパンといっている。ヌーフヴィル家では林野を賃貸に出さない。従って文字通りの直轄財産であった。なおマンヌシに囲い場を持っていた。規模三〇〇アルパン。刈草でかなりの収益があったと思われる。

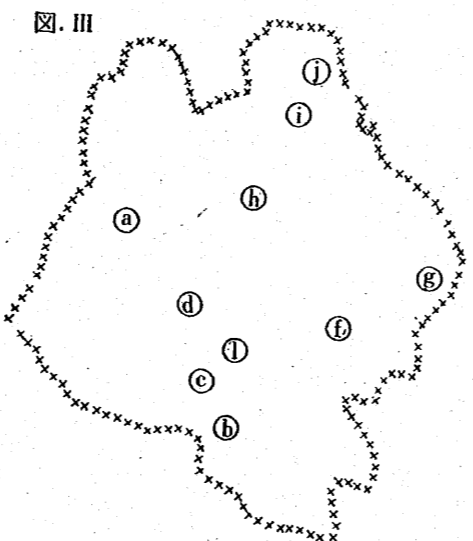
『ヒーフ』、それに林野と囲い場。これらがいれば直轄財産を構成する第一のものであった。しかし『ファルム』は直轄財産としてもっと重要である。今や官職保持者化した領主は土地に対する彼の関心を『ファルム』設定のなかに結実せしめようとしたのであった。そのことにより彼は新たに土地所有者としての側面を強く打出そうとした。彼は領主権の発動にすべてを賭けた。

* 『ヒーフ』に関しては p. 173-174.

** 林野と囲い場に関しては p. 176-177.

三

領主制が変容していく過程で領主は執拗に土地を集積し、それらをもって『ファルム』とした。彼の出身が市民であれば、それだけ土地に対する執心は深い。領主はこれを直轄財産とみなし、生活の重要な基礎たらしめようとしたのであった。しかし十七世紀の段階で領主自身によりそれが管理されていたわけではない。経営は『ラブルール』に委嘱されていた。『ラブルール』はそのことにより『フェルミエ』と呼ばれた。領主は土地を離れた。しかし十七世紀



にはいつてようやく生活の不安が募った。俸給の削減はそれに拍車をかけた。『ファルム』の設定はいわばその解決策でもあったわけである。

ヌーフヴィル家もまた『ファル

ム』設定のため重大な努力を傾け続けた。この家の祖先は商人の出であり、もとは魚を扱っていた。それだけに土地に対する関心は強かったわけである。集積は執拗に続けられた。そしてこのことがほとんどヌーフヴィル家の伝統といわれるまでになっていた。かくしてヌーフヴィル家は一六九二年までにヴィルロワ領内の一〇カ所に『ファルム』を持つようになった。図、Ⅲを参照。①②③……はその所在を示す。これにより二、二〇〇アルパンから二、四〇〇アルパンの耕地と一五〇アルパンの牧草地がヌーフヴィル家に帰属した。従って耕地はほぼ五〇〇ヘクタール。『ファルム』の土地を形成するものとしてはほかに、森林、屋敷地、作業場、水車場、圧搾場がある。これらを含めヌーフヴィル家がヴィルロワ領内に持つ『ファルム』の規模は全体で一、〇〇〇ヘクタールに達するといわ

れた。『ファルム』の一つ一つをみれば、最大の規模のもので四五〇アルパン、最小のものでも一五〇アルパンであった。

例えばマンヌシにおいてヌーフヴィル家はヴェルヴィルに『ファルム』を持っていた。上段の図で④はその位置を示す。耕地と牧草地からなり、規模は四五〇アルパンで、ヌーフヴィル家がヴィルロワ領内に持つ最大の『ファルム』であった。これとは別に、同じくマンヌシにヌーフヴィル家は二〇〇アルパンの耕地を持っている。十八世紀のマンヌシにおいては全体で耕地が一、五〇〇アルパン、葡萄園が一四〇アルパン、牧草地が一九〇アルパンといわれた。十七世紀の事情もこれと大差ないとみていいであろう。とすれば、ヌーフヴィル家の土地所有はマンヌシの耕地全体の三分の一以上に達していた。またヌーフヴィル家は森林と草地でマンヌシの共同地の半分を独占していた。ヌーフヴィル家はマンヌシで世俗最大の土地所有者として君臨していたのであった。

どれほどの収入をヌーフヴィル家はこれら『ファルム』から得ていたものか。そこそが問題であろう。『ラブルール』がその経営を引受けていたことは前述した。従って各『ファルム』について賃貸借の契約をみていけば、この問題に対する解答が得られるこというまでもない。しかしヴィルロワ領の『ファルム』の場合、賃貸契約で残存するものがなく、それができない。従ってかかる問題提起に対し直接には解答不能である。ただここではヴィルロワ領の内外でどういった賃貸借の形式がみられたかを示すことによって間接的

に理解を得ていく以外にないであろう。第六節の記述を参照。

* p. 186.

** p. 198.

*** p. 193.

四

収入のもう一つの基礎は領主権にあった。これは依然として無視し難い。それで得る収入は複雑な形をとっていた。

第一には貢租。農民の土地には『サンズ』か『シャンパール』が課される。ヴィロワ領の場合、『サンズ』が要求されること非常に稀である。課される額も僅少であった。マンヌシの一人の農民は一アルパンの土地に対し一五ドウニエの『サンズ』が要求され、また別の一アルパンに対し『シャンパール』のほか『サンズ』少々が強要された。むしろ『シャンパール』の要求されることが多かった。一般に『シャンパール』は一アルパンごとに四束といわれた。十分の一税はどうか。ヴィロワ領においては若干の教区で課されている。通例ヌーフヴィル家はこれらの徴集を『ラブルール』に委嘱した。ミオはブランクールで十分の一税や『シャンパール』の徴集を引受け、この代償としてヌーフヴィル家に対し一、二〇〇リール、穀物三ミュー、乾草五〇〇束を引渡していた。

領主であることによりヌーフヴィル家が得る収入は単にそれだけ

に限らなかった。領内で狩猟する権利はヌーフヴィル家に属した。シャンブキエ教区内の若干の場所に関して彼はこの権利を断念し、小麦四スチエと家禽一二匹で賃貸した。しかし狩猟権は賃貸されないのが原則である。ただし兎棲息地で兎を捕獲することについては例外で、領主は好んでこの権利を賃貸した。通例は兎棲息地の番人がそれを引受けた。ブランクールやマンヌシでヌーフヴィル家はこれにより年一〇〇リールを得た。漁業権も領主に属した。これまた賃貸の対象になっていた。一六九三年にヴォーで領主はそれを六〇リールで賃貸し、六年後には九〇リールに引上げている。なおまたヌーフヴィル家はマンヌシの葡萄の収穫のうち十分の一を得た。また酒税を取立ることができた。オルモワ、フォントネ、シユヴァンス、シャンブキエの各教区についてもヌーフヴィル家は同じ権利を行使していた。

以上が恒常的な権利である。そのほかに臨機に発動する権利があった。例えばヌーフヴィル家はマンヌシの大都市で家畜を秤量し検査する権利を持っていた。領主はこの権利を、豚の検査権と共に、年七五リールで賃貸した。また大都市の当日マンヌシで賭博場を開く権利を持っている。これは一六九四年に二〇リールで賃貸された。マンヌシに住む『マヌヴリエ』がそれを引受けた。これらが臨時的な権利と呼べるべきものである。しかしそれらに比較し、相続税、無主地の没収権による収益はもっと臨時的なものであった。

なおヌーフヴィル家は一五八五年以来コルベージュに土地を持って

* p. 177.

** p. 177.

*** p. 177-178.

**** p. 178.

***** p. 178-179.

***** p. 178.

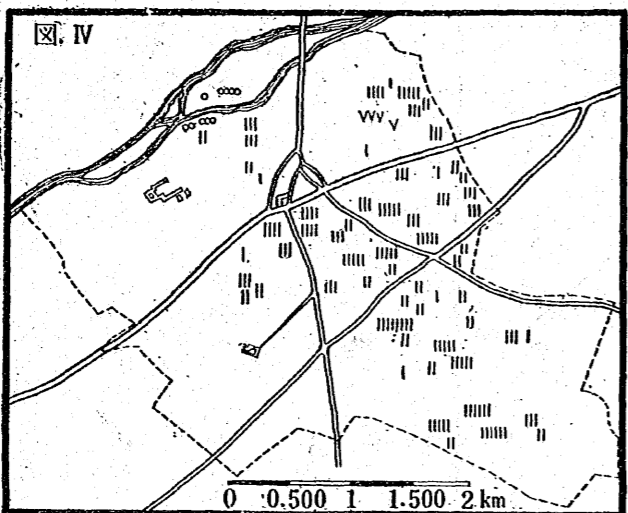
五

領主は地片を一つ一つ購入していった。しかもそれが長期にわた

いる。そこからヌーフヴィル家は通行税を得たり、そこで商売したり富貴を売ったり、裁判したりする権利を持っていた。ヌーフヴィル家はこれを一六八二年に二、四〇〇リールで賃貸した。コルベージュの商人がそれを引受け、ヌーフヴィル家の権利を代行するようになった。

重要な収入をもたらす他のものに裁判権があった。裁判権はすべてヌーフヴィル家が掌握し、初審はヴィロワにある裁判所の担当であった。裁判費用や料金は領主に属した。裁判権は賃貸されることもある。

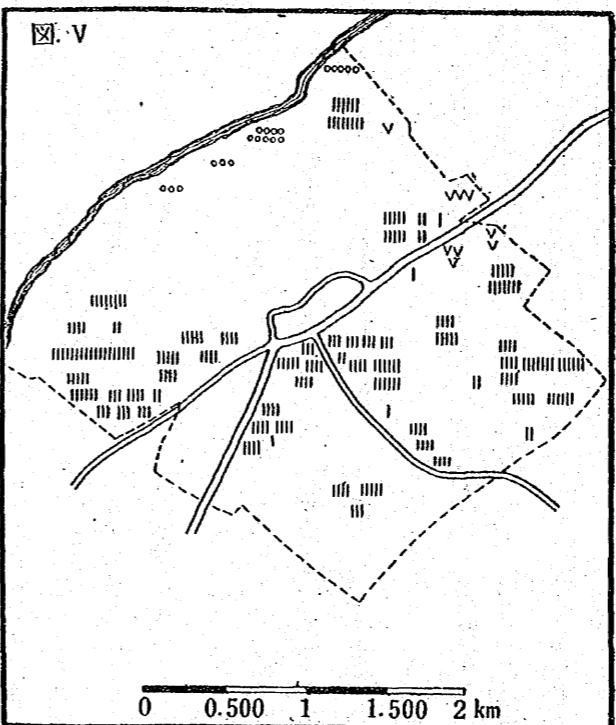
領主権を持つことでどれほどの収益が挙げられたか。これまた確定が困難な問題であろう。しかし領主権による収入のうち最重要のものは貢租収入であるこというまでもない。従ってこの問題提起に対しては貢租の帰趨を調べることで大体のところを理解してかかる以外ないであろう。ヌーフヴィル家では貢租を『シャンパール』の形で取立てたことは前述した。農民の保有する規模が大きければ、それだけ貢租の額も多くなるわけである。かくて領主権の発動による収益もそれだけ増すとみていいのではないか。従ってこの場合とそれだけの土地が農民により保有されていたかを示せばいいわけである。『ファルム』の拡大でそれは減少しつつあったこというまでもない。いわば土地所有の社会階層別分布の変化の問題であるが、これについては稿を改めて論じようかと思っている。



り執拗に続けられている。一括して購入することはまずないとみていい。従ってこのことから『ファルム』を構成する地片がすべて一カ所にまとまるということとは起り得なかった。統合しようとする努力は認められる。しかしこの段階でそれが完全な成功を収めることは困難であった。地

片は散在のままの状態であることが多かった。これはもっぱら当時の農業経営の仕組に帰せらるべきことであった。

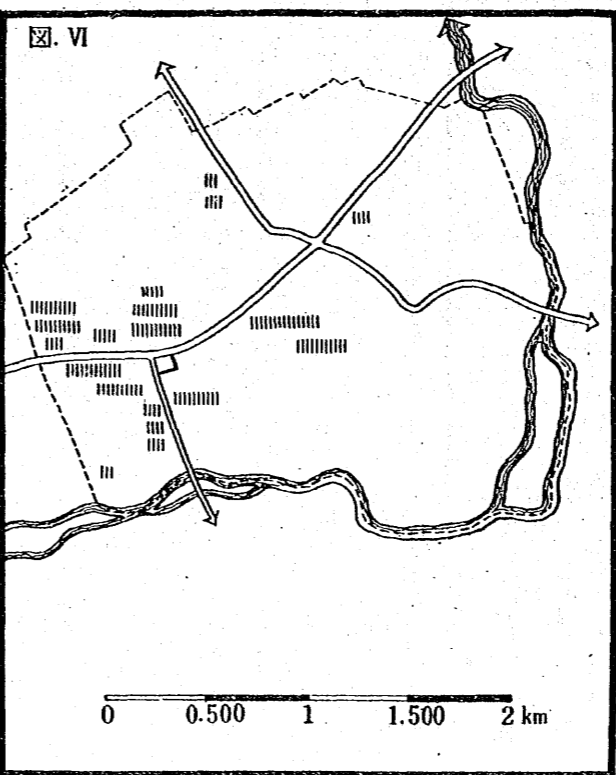
ヴァレット家はマンヌシに『ファルム』を持っていた。この『ファルム』は耕地一九〇アルパン、牧草地二一アルパンからなっていた。ほかに乾草を栽培する地片が三、三アルパン余の葡萄園がある。図、IVはこの『ファルム』の構成を示す。Iは耕地、Vは葡萄園、○は牧草地を示す。各一アルパン。以下同じ。それにより『ファルム』の地片の所在について大体の理解が得られよう。一九〇アルパンの耕地が一九〇の地片からなるとする。従って一つの地片の平均規模は



五〇 (五六六)

一アルパンである。しかし耕地全体のほとんど四分之三を構成したのは一アルパンから一〇アルパンの間の地片七〇であった。ヴァレット家の『ファルム』の場合これら地片がかなり均等に分散されていたとみていい。一六八六年ヴァレット家はこの『ファルム』を『ラブルール』の一人に賃貸している。期間は六年ということであった*。

ダンス家に属する『ファルム』の場合、地片の分散度は低い。この『ファルム』は二五〇アルパンの耕地、二〇アルパンの牧草地からなっていた。図、VIで知ることができるよう、かなりの集中を示し



ている。どの地片も一アルパンより狭いことはない。全体の四分の三を構成するのは、一〇アルパン以上の地片であった。その平均規模一九アルパンといわれた。共同地には地片がなかった。規模はヴァレット家の『ファルム』より小さかった。しかし賃貸に際しダンス家は自分の『ファルム』のために同額の六〇〇リーヴルを要求していた。一六六一年のことであった*。

最後にドゥノワエ家の『ファルム』はどうか。図、Vを参照。耕地二二〇アルパンから二五〇アルパン、牧草地二〇アルパン、葡萄園一〇アルパンよりなる。耕地の八〇パーセントを構成するのは一アルパン以上の地片であった。その平均規模二アルパン。この『ファルム』は先の二つの『ファルム』の中間をいくものとみていい。分散しているが集中度も相当に高い*。

総じてどの『ファルム』でも葡萄園はかなり小規模であった。しかしそれを欠く場合は極めて稀である。通例『ファルム』は耕地、牧草地、それに葡萄園からなっていた。大抵の場合『フェルミエ』は『ファルム』で伐採することが認められていた。

* p. 200.

† p. 202.

** p. 203.

六*

周知の如く、『ファルム』の経営は他に委嘱されていた。通例『ラブルール』がその経営を引受けた。

『ラブルール』は貨幣によって『ファルム』を賃借した。賃借の契約でこれらもとも多かった。一六九〇年に賃借料の平均は一アルパンにつき三リーヴルから四リーヴル一〇ソルといわれた。これに対し領主の所有地で『ファルム』に属さない土地の賃借料は二リーヴル一〇ソルから五ないし六リーヴルであった。従って屋敷や仕事場の付属する『ファルム』を賃借する方がはるかに割安であった。独立の家屋の賃借料は四〇リーヴルから六〇リーヴル、穀物置場の場合で一〇リーヴルから二〇リーヴルであった。

また『ラブルール』は現物によって『ファルム』を賃借した。これは稀な場合である。例えばヴィルロワ家ではノワスモンの『ファルム』を六ムエイ一〇スチエの穀物で賃借している。この『ファルム』はかなり大きなもので、二七〇アルパンの規模があった。またパリの商人は彼がボーベリに持つ『ファルム』を穀物二五スチエで賃貸していた。この『ファルム』は、建物のほか土地六〇アルパンからなっていた。

最後はこれら二つの形式を併合した場合である。かなりしばしばみられた。ヌーフヴィル家もまたこの方式を好んで採用している。例えばヴェルヴィルの『ファルム』の賃借料は、穀物一五ムエイと食用鶏六匹、ほかに一〇〇リーヴルであった。またシャンブキエの『ファルム』については現物に重点があり、六ムエイと食用鶏六匹、

七*

ほかに二五〇リーヴルという賃賃料であった。しかし賃幣の取立てに重点を置く場合もある。例えばブレティエ家では『ファルム』の賃賃料として六一七リーヴルを要求し、ほかに小麦一九スチエ、燕麦九スチエ九ボワソー余、食用鶏六四、乾草三〇束を受取り、なおまた八日間の運搬労役に従うことを規定している。

知られる如く、賃賃料には三つの型があった。問題はこれら賃賃料の額が『ファルム』の収穫のなかでどれほどの位置を占めるかということであろう。例えば規模が二〇〇アルパンの『ファルム』について考えてみる。収穫は平年で四五ミューイ。十分の一税を差引いて四〇ミューイが残る。賃賃料は八ミューイ。種子のため一〇ミューイを保存する。結局において収穫の半分が『フェルミエ』に属す。従って平年作が続く限り『フェルミエ』にとってかなり有利であったといっている。しかし一旦不作に見舞われれば、固定化された賃賃料はかなり負担になるに違いない。不作時には、収穫の半減ということも起った。経営の非能率がそれに拍車をかけた。かくて『ラブルール』は領主権の引受けで農業経営上の不足を補填しようとした。『ファルム』の経営だけではかなり不安であった。にもかかわらず『ラブルール』は『ファルム』を賃賃すべく殺到した。すべてがその希望を実現できたわけではなかった。割高を覚悟で『ファルム』に属さない土地を賃賃する者もあった。

* P. 196-198.

のなかから引抜かれた。これらの人々のうちにはかなり遠方から来る者もいた。しばしば都市の職人で収穫期に出稼ぎする者があつた。これら臨時の人は八月の一ヶ月間を雇傭され、その期間中は衣食を支給された。また契約が終れば、穀物で二スチエを支払われた。

家畜についてはどうか。例えばドーダン家の『フェルミエ』たるカヌは、彼の権利を移転するに際し、同時に家畜や農具の一部を移譲している。その価格は三、二五リーヴルといわれた。家畜には役畜として馬が九頭いた。ほかに牝牛一六、幼牛の牝二、去勢しない牝牛二、豚二、種豚一、大家禽一六、小家禽五を挙げることができる。この『ファルム』の規模は四二〇アルパン、従ってほぼ二二〇ヘクタールあり、九頭の馬では役畜として不足であった。しかし去勢牛の牝は使用されていない。去勢しない牝牛が役畜として利用されていたのであつた。しかしこのカヌのように、一頭平均一〇〇リーヴルの馬九頭を持つ例はかなり珍しかった。三〇〇アルパンの規模の『ファルム』で大抵は五頭ないし六頭であった。うち二頭か三頭が役畜として完全で、一頭一〇〇リーヴルから一二〇リーヴルといわれた。これに対し他は老馬で、三〇リーヴルの価値しかなかった。しばしば騾馬が一頭いた。一五リーヴルから五〇リーヴルといわれた。

馬に対する牛類の割合を考えてみよう。例えば前出のカヌにおいては、馬一に対し牛類が二ないし三である。しかしこれは例外的な

『ファルム』の経営には大量の労働力を必要とした。『フェルミエ』一家の家族労働では不十分であった。一族の者を集めてもなお不足した。このため大抵は雇傭労働に依存せざるを得なかった。例えばエシヤルコンにあるドーダン家の『ファルム』では、一六九三年に、門番や彼の妻のほか、『シャルティエ』として四、『ヴァル』一、牧羊夫一、雑役夫二を使用していた。従って都合九人が雇傭されていたわけである。この『ファルム』の規模は四四〇アルパン。またフォントネル・ヴィコントにあるヴィルロワ家の『ファルム』の場合、その規模二〇〇アルパン、一二人を雇傭していたといわれる。うち未成年の者は三人ないし四人であったから、成年の労働者は八人ないし九人というわけである。ドゥノワエ家は自身で『ファルム』を経営していた。雇傭する労働者は二〇人であった。うち一二人から一五人が成年の労働者。多くの事例から推定すれば、一〇〇ヘクタールを超える規模の『ファルム』の経営のためには、労働力として八人から一二人を必要とした。その内訳は、『フェルミエ』と彼の妻、その息子と娘が各一のほか、『シャルティエ』が数人、『ヴァル』が一人ないし二人、牧羊夫一、雑役夫一、牧羊夫一である。これらがいわば常雇であるが、ほかに収穫期には労働力が臨時に雇傭された。例えば『カルヴァニエ』と呼ばれる人々で、穀物を納屋に積込む仕事に従った。いわば収穫期の手伝で、『マヌヴリエ』

場合であった。一般に家畜では役畜が最重視されていたこというまでもない。それ以外の家畜としては、二頭か三頭の幼牛の牝、若干の豚や家禽のほか、精々五頭の乳牛を挙げることが出来る。例えば一五〇アルパンの『ファルム』を引受けするシモンの場合、馬四、乳牛二、オルモワの一人の『フェルミエ』の場合は、馬五、乳牛三、幼牛の牝一、豚三。バランクールの『ラブルール』の一人は、馬三、乳牛二、幼牛の牝一を持っていた。ただし馬三頭のうち二頭は老朽馬であった。ノグの場合、馬が六頭だけで、ほかに家畜を持たない。トルトゥアン家の『フェルミエ』は、馬四のほか、乳牛五を持っていた。

前出のカヌは乳牛を賃賃していなかった。しかしこれは例外で、大抵の場合、賃賃家畜のなかで牛類は重要な位置を占めていた。賃賃する家畜はほとんどすべて乳牛であるといっている。条件は成果を折半するということであつた。しかし牧羊の普及はこの地方の地理的条件のしからしめるところで、一般に妥当なことではなかった。そしてこのことと関連してフェルテの商人がどれほど繁栄したことか。例えば前出のシモンであるが、彼は一六〇頭の乳牛を賃賃している。またメルシエは三二六頭、オーロワは一三〇頭を賃賃する。賃賃家畜として牛はどれほど大きな意味を持ったことか。

これに対し農具はどうか。前出のカヌの場合、二輪荷車四、砂利車二のほか、各種の馬鍬があつた。もっと別の例によって示せば、二輪荷車二、鋤二、馬鍬六であった。馬二、牝牛四を持つマルセユ

の場合、二輪馬車一、二輪荷車一、砂利車一、鋤一、ローラー一、馬鍬二であった。前出のシモンの場合、二輪荷車二、砂利車一、鋤一、馬鍬二である。あらゆる場合を総合して、第一には鋤と荷車を挙げる事ができる。前者は耕作に、後者は収穫に利用されていた。いずれも粗末なものである。次には砂利車、馬鍬とローラー。これらもかなり粗末なものであった。多くの場合自家製か、必要に応じて他から賃借された。中規模の『ファーム』では鋤は一台しかない。しかし他の農具はかなり豊富に備えている。『ファーム』が少し大規模化すれば、鋤は二台になる。カヌの場合、鋤三、荷車四ないし五、砂利車二ないし三、馬鍬五ないし六、ローラー二ないし三であった。

* 以下の記述については P. 208-211 を参照。

八

打続く戦乱による財政の窮迫から、ルイ十四世の治世の末期には、利子、年金、俸給の支払に遅滞が起った。削減を受けることすらあった。加えて通貨は膨脹し、著しい高物価が続いた。村の生活を離れ、宮廷に出仕するようになった領主のなかには、土地に戻ろうとする者が現われた。彼らは所領の内外に『ファーム』を設定し、生活の安定を図ろうとしたのであった。しかしこの動きはフランス全土に一般的にみられたわけではな

い。上述したところから明白なように、官職保持者の多く住む都市の周辺で顕著にみられた。とりわけパリ周辺で大であったこというまでもない。土地は執拗に購入され、二〇〇の地片を統合して三〇ヘクタールの『ファーム』が設定されたほどであった。そしてこれら『ファーム』の設定と共に、『ラブルール』がその経営の引受者『フェルミエ』として登場するようになった。『ファーム』の出現はいわば領主制の変容の所産であった。『ファーム』に対する領主の強い執心のなかに、領主制の変容の真の意味することが集中的に表現されているとわいていい。十七世紀フランスにおける領主制を論ずるに際し、とりわけ『ファーム』に重点を置いたのは以上のような理由による。しかし後の問題との関連において重要なことは、『ファーム』の設定が『ラブルール』を『フェルミエ』として登場せしめたことであろう。もともと『フェルミエ』は領主の代理でしかなかった。しかし『ラブルール』はそのことにより経済的実力を蓄積できた。今や彼は領主の代理たるに甘んじない。彼はその蓄積を投じて土地を取得するにいたった。領主に對抗する新しい勢力はかかる過程のなかで準備されたのであった。領主はこれにどう對抗したか。十八世紀フランス農業史の問題はいわばそこにある。

学界展望

協同組合理論をめぐる問題点

平野 絢子

(一)

「協同組合は資本制社会における合法的産物として資本の運動法則との合理的関連において」把握されるべきであり、その本来の任務は「商業資本の節約によって資本制生産における商品流通過程の合理化を任務とする」という命題を一般に定式化し、もって我が国における協同組合理論の基礎をかため、それによって協同組合はそれ自体として資本主義を揚棄する性質をもつという協同組合主義者の美しい理想(理想)を無惨にうちくいだいた^(註)のはいうまでもなく近藤康男氏の「協同組合原論」(初版昭和九年 戦後版は昭和二十三年と二十三年刊)であった。この書物が刊行された時期は「経済更生計画の中心機関として農村の産業組合組織の拡大強化がはかられていた頃であったため、本書が社会にあたえた反響」は非常に大きく、一方では「その自主性を強化して農民の経済的利益をまもろうとする主張」

として官僚と産業組合の指導者の側(産業組合研究会編「第一産業組合問題報告書」昭和一〇年刊)から、他方では「産業組合を階級運動から切りはなしてそれ自体の進歩性を主張する『協同組合主義の新版』として(河本勝男「協同組合主義の新版」『経済評論』誌 第二巻第三号昭和一〇年)反撃ないしは鋭い批判が加えられ、その波は最近に及んでいけるけれども、その後のおびただしい数にのぼる協同組合についての諸論稿の理論的基礎であり、或いは批判・克服の対象となつていける意味でまさに今日でも「協同組合理論の枢軸」であることは奥谷氏の指摘される如くである。ところで問題の核心の一つは次の点にある。このような命題「協同組合がその介在によって排除を目指すところのものが利潤一般でなく、単に商業利潤にすぎないこと、協同組合が資本制社会に関わるるところは、資本制社会構成の核心部分たる生産過程に、単にその副次的な流通過程に過ぎない」こと、従つて「協同組合が究極において流通過程の合理化に資することによって資本の蓄積運動の推進に奉仕すること」——は、戦後日本経済再建の構造的制約のもとに訪れた農協の経営的危機に直面して、農協はもはや農民の利益を守るための「商業的中间利潤の排除という使命」を果すことすらできなくなり、「最大限利潤法則につらぬかれていける国家独占資本の農民取奪のパイプとして従属化することによって経営存立を保持しているにすぎない」という、いわゆる「独占資本の吸引パイプ論」に展開すると、かの農地改革の評価をめぐる「封建論争」とかんね